**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第353号）**

**〔　富田林市道桜井１号線の交通規制に関する文書不存在非公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和４年３月11日）**

**第一　審査会の結論**

　　　諮問実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

　１　令和２年12月23日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「諮問実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　　（行政文書公開請求の内容）

　　　別紙１のとおり（添付省略）

２　令和３年１月５日付けで、府土木事務所長等の職にある職員に権限を委任する規則（昭和35年大阪府規則第21号）第11条第２号により諮問実施機関から権限を委任された大阪府富田林土木事務所長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対し、条例第13条第２項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、以下の理由を付して、審査請求人に通知した。

（公開請求に係る行政文書を管理していない理由）

市道桜井１号線は富田林市の管理道路であるため、行政文書公開請求第1506号で請求された市道桜井１号線における通行に関する行政文書は、府では行政文書として管理していない。

３　令和３年２月24日付けで、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、諮問実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨及び主張要旨**

　　　審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

　１　審査請求書における主張

　（１）注意懈怠である。

　　　　鉄道事業法（法律）並びに同法律道路法に定められた「鉄道線路は、道路法により道路に鉄道線路を敷設してはならない」また「政令（鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令）」により、道路に鉄道線路を敷設する場合の国土交通大臣に進達しなければならない、国の法律・決め事である、当該道路管理者（富田林市）に委ねられた事項、権限移譲されたものでない、都道府県知事自ら道路に鉄道線路を敷設する場合の取決め、法律である。

　　　　今、主要地方道美原太子線（粟ヶ池工区）鉄道高架化工事の事業において、富田林市道桜井１号線道路（一般公衆の用に供する道をいう。以下同じ。）に鉄道線路の別線、別線ルートが敷設、既設・在来、市道桜井１号線道路の道路幅員（通称：側道）が確保されず、通行抑止、止められ通行が出来ない状態におかれている、鉄道高架化事業者として「（鉄道線路が敷設される道路）、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の道路管理者の意見を聴き、当該聴取した道路管理者の意見を記載した書類を同項の申請書に添付し、かつ、当該申請に対する意見を付して」その当該申請資料は存在するものであり、正しく確認、丁寧な開示（行政文書の開示）をされたい。

○法・法律　鉄道事業法【昭和61年12月４日法律第92号（道路への敷設禁止）】

　　　　第61条　鉄道線路は、道路法（昭和27年法律第180号）による道路に敷設してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

　　　　２　前項の許可の手続について必要な事項は、政令で定める。

　　　　一項・・・一部改正［平成11年12月法律第160号］

　　　　委任　二項の「政令」＝（鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令）

　　　　罰則（省略）

　　　○政令「鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令（昭和62年政令第78号）」

　　　　内閣は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第61条第２項の規定に基づき、この政令を制定する。

　　　（許可の申請等）

　　　　第１条　鉄道事業法第61条第１項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添付し、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間の存する都道府県を統括する都道府県知事を経由して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

　　　　２　（省略）

　　　　３　（省略）

　　　（申請書の進達）

　　　　第２条　都道府県知事は、前条第１項の申請書の提出があったときは、遅滞なく、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の道路管理者の意見を聴き、当該聴取した道路管理者の意見を記載した書類を同項の申請書に添付し、かつ、当該申請に対する意見を付して、これを国土交通大臣に進達しなければならない。

　（２）鉄道線路は、道路法（昭和27年法律第180号）により道路に鉄道線路を敷設してはならない。法律違反であり道路に鉄道線路が敷設、富田林市道桜井１号線道路に鉄道線路が横断敷設である。

　　　　鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令において、申請書の進達第２条都道府県知事は（一部省略）申請に係る鉄道線路が敷設される道路の道路管理者の意見を聴き、当該聴取した道路管理者の意見を記載した書類を同項の申請書に添付し、かつ、当該申請に対する意見を付して、これを国土交通大臣に進達しなければならない。鉄道高架化工事（事業）【道路への敷設禁止】を施行する上で義務付けられた事項、法律である、決して市道道路管理者に委ねられた事項、権限移譲されたものでない、鉄道高架化事業者として「（鉄道線路が敷設される道路）、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の道路管理者の意見を聴き、当該聴取した道路管理者の意見を記載した書類を同項の申請書に添付し、かつ、当該申請に対する意見を付して」その当該申請資料は存在するものであり、正しく確認、丁寧な開示（行政文書の開示）をされたい。

　　　　また、条例（解釈運用基準、平成31年４月）条例第８条公開しないことが出来る行政文書、（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報（以下「例外公開情報」という。）を除く。）［解説］６人の生命等に対し、危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報は、事業者の事業活動が違法な又は著しく不当であるか否かにかかわらず、公開するものとする。に抵触・府条例違反である。

２　反論書における主張

　　　別紙２のとおり（添付省略）

　３　意見書における主張

　　　別紙３のとおり（添付省略）

**第四　諮問実施機関の主張要旨**

　　　諮問実施機関の理由説明書における主張は、概ね次のとおりである。

　　　審査請求人が提起した本件審査請求に係る実施機関の弁明について、諮問実施時において当該弁明に不合理な点はない。

　　　また、本件審査請求に係る本件決定は、条例第13条第２項の規定に基づき適正に行われていることから、諮問実施機関は本件決定に違法、不当はないものと考える。

**第五　実施機関の主張要旨**

　　　実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

　１　弁明の趣旨

　　　本件審査請求を棄却する裁決を求める。

　２　弁明の理由

本件請求の記載内容をもとに行政文書を特定するため、請求の趣旨を聞き取り、行政文書を特定した。

この聞き取りにおいて、審査請求人は、既請求（審査請求人による令和２年７月６日付け行政文書公開請求をいう。以下「第582号請求」という。）と同じ行政文書（市道桜井１号線の鉄道の横断により道路を止めることができる行政文書）の公開を求めていることを確認した。

鉄道高架工事に必要な市道の交通規制に関する富田林市及び富田林警察署等との協議・調整は施工主体である近畿日本鉄道株式会社で行っており、その資料は実施機関では保管していない。

また、審査請求人は、令和３年２月24日付けで提出された審査請求書にて「鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令（昭和62年政令第78号）」の第１条（許可の申請等）、第２条（申請書の進達）について言及しているが、令和２年12月25日、請求の趣旨を確認した際、これに関する発言や説明は無かった。

この許可手続は、許可を受けようとする者、すなわち鉄道事業法に基づく鉄道事業の許可を受けた者が都道府県知事を経由して国土交通大臣に申請するものであるが、これに関しても、本府には該当する行政文書は存在しなかった。

なお、鉄道事業法第61条第１項ただし書の許可を受けることを要するのは、鉄道線路を道路に縦断的に敷設する場合と解されており、現在、鉄道高架化工事中の近鉄長野線は富田林市道桜井１号線に対し横断的に敷設しているため、鉄道事業法第61条第１項ただし書の許可対象には該当しないと考える。

３　結論

以上のとおり、本件決定は実施機関において条例に基づき適正に行ったものであり、何ら違法又は不法な点はなく、適正かつ妥当なものである。

また、実施機関は、これまでにも審査請求人から寄せられる疑義、行政文書公開請求に対して、丁寧に説明し、適切な対応を行っている。

**第六　審査会の判断**

　１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

　　　このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

　　　このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

　２　本件決定の妥当性について

　　　第五の２記載のとおり、実施機関は、審査請求人に本件請求の趣旨を確認したところ、第582号請求と同じ行政文書を求めていることが確認できたので、第582号請求に対する決定と同様に、本件請求の対象行政文書を「市道桜井１号線の鉄道の横断により道路を止めることができる行政文書」と特定し、市道桜井１号線は富田林市の管理道路であるため、府では行政文書として管理していないとして、不存在による非公開決定を行った旨主張する。

　　　審査請求人から、第582号請求に対する決定から判断を変更すべき特段の事情の変化について主張はなく、かつ、実施機関が審査請求人に対して行った趣旨確認の経緯を踏まえると、実施機関が第582号請求に対する決定と同内容の決定を行ったことは当然のことと解される。

　　　また、審査請求人のこれまでの審査請求の経緯を確認すると、令和元年10月24日付け行政文書公開請求においても本件請求と同趣旨の請求を行った上、この請求に対する実施機関の決定に対して審査請求を行っており、さらに、審査請求人は第582号請求に対する実施機関の決定に対しても審査請求を行っている。これらの審査請求に対し、当審査会は答申を発出し、実施機関の決定は妥当である旨判断している。

　　　以上のことからすると、本件決定は妥当であるというべきである。

　　　なお、審査請求人は、鉄道事業法第61条ただし書による手続に関する文書を実施機関が保有していること、条例第８条第１項第１号に定める「例外公開情報」に該当するため情報を公開すべきであることについても主張しているが、当審査会が既に発出した答申において判断したとおり、審査請求人の主張は採用できない。

　３　結論

　　　以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　正木　宏長、魚住　泰宏、井上　理砂子、春名　麻季